

御依頼の事項について

1. 1 ページ、2. に「本年4月、提案要求書及び評価基準書を定め、提案を希望する企業に対して提案要求書を手交した。」とある。

この、提案要求書、評価基準書の全文（表紙「かがみ」から最終ページまで）を提供されたい。

御依頼の「提案要求書、評価基準書の全文（表紙「かがみ」から最終ページまで）」については、

- ・ 要求内容や評価基準等を開示することにより、今後防衛省の行う同種の選定において要求内容等が第三者に推察されることになり、十分な情報が得られなくなり、支障を及ぼすおそれがあること
- ・ 我が国が導入することとなるイージス・アショアの能力を秘匿する必要があること
- ・ 具体的な運用要領が推察され、我が国の防衛に支障を及ぼすおそれがあること

から、提出することを差し控えさせていただきます。

2. 同1 ページ、2. に「米国政府等から2つの構成品の提案書を受領し、提案構成品の分析・評価作業を行った。」とある。

(1) 「等」の具体的内容を文書で明らかにされたい。

「米国政府等」とは以下のとおりです。

提案企業等	提案構成品
MDA（米国ミサイル防衛庁） ロッキード・マーチン社	LMS SR
MDA（米国ミサイル防衛庁）	SPY-6

2. 同1 ページ、2. に「米国政府等から2つの構成品の提案書を受領し、提案構成品の分析・評価作業を行った。」とある。

(2) 「分析・評価を行った」メンバーの官職・氏名を文書で明らかにされたい。

- 陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）構成品選定諮問会議：
防衛事務次官（議長）、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防

衛装備庁長官、防衛装備庁防衛技監

- 陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の構成品の選定に関する検討チーム：

整備計画局防衛計画課長（チーム長）、防衛政策局戦略企画課長（副チーム長）、防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官（副チーム長）、防衛政策局防衛政策課長、統合幕僚監部防衛計画部計画課長、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、防衛装備庁装備政策部装備政策課長、防衛装備庁装備政策部国際装備課長、防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（陸上担当）、防衛装備庁調達管理部調達企画課長、防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付誘導武器室長、防衛装備庁調達事業部輸入調達官

上記の他、チーム員として、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、防衛装備庁の職員を指名

2. 同1ページ、2. に「米国政府等から2つの構成品の提案書を受領し、提案構成品の分析・評価作業を行った。」とある。

(3) 「2つの構成品の提案書」の全文（表紙「かがみ」から最終ページまで）を提供されたい。

(4) 「提案構成品の分析・評価作業を行った」とある。3ページ「ア 評価点」に関わるが、分析・評価作業の詳細（例えば、比較が判る対照表等）資料、及び防衛省が作成した評価書の全文を提供されたい。

御依頼の「「2つの構成品の提案書」の全文（表紙「かがみ」から最終ページまで）」及び「分析・評価作業の詳細（例えば、比較が判る対照表等）資料、及び防衛省が作成した評価書の全文」については、

- ・ 我が国が導入することとなるイージス・アショアの能力を秘匿する必要があること
- ・ 今回、提案をいただいた企業等の今後の営業活動に悪影響を与えることを避ける必要があること
- ・ 提案書が対外非公表を前提に受領したものであることから、提出は差し控えさせていただきます。

3. 3 ページ、「イ 最終評価点」に関わって、SPY-6の「構成品等の経費内訳」を文書で明らかにされたい。

SPY-6の具体的な経費については、対外非公表を前提として提案している企業等との関係もありお答えできませんが、これと比較してLMS SRはより安価となっています。